

後期高齢者の負担軽減策は？

議員 後期高齢者医療制度に
ついて、福岡県広域連
合議会で可決した保険料の均等割
額は、全国一高いものとなった。
このような高齢者の負担を軽減す
るための、広域連合の条例におけ
る減免内容や、市独自の助成につ
いて尋ねる。

市長 広域連合の条例では、
震災や風水害により住
宅や財産に著しい損害を受けた場
合や、事業の休・廃止により著し
く収入が減少した場合などは、保
険料が減免でき、特別な事情に配
慮されている。

さらに、減免規定として「その
他広域連合長が特別の理由がある
と認めること」が盛り込まれたた
め、柔軟な対応が可能になった。
その具体的な内容は、現在、広域
連合で検討している。

なお、広域連合が県内均一の保
険料率に基づき保険料を賦課・決
定することなどから、市が独自に
保険料の変更や減免、健診費用の
助成等を行うことはできないもの
とされている。

ワーク・ライフ・バランスに 対する副市長の認識は？

議員 男女が共に人生の各段
階で、仕事や家庭、地
域生活などを、自らの希望に沿っ
た形でバランスをとりながら展開

できる、いわゆる「ワーク・ライ
フ・バランス」の効果が認識され
始めている。

そこで、国において、男女共同
参画を推進してきた副市長の基本
的な認識を尋ねる。

麻田 副市長 現在、働き手の意識を
みると、勉強や地域活
動など仕事以外のものを大切にし
たいというニーズが生じている。

しかし、依然として、仕事専念
型という画一的な働き方が主流と
なっており、個人生活にいろんな
葛藤をもたらしている。

このような状況の中、ワーク・
ライフ・バランスの推進は、個人
の生活の質を向上させるだけでは
なく、企業の人材確保や生産性の
向上、現役世代の地域活動への参
加など、国全体にメリットがある。

本市においても、子育てや介護、
地域活動、男女共同参画などの課
題に取り組み上で、重要かつ有意
義な考え方であり、様々な分野に
活かしていきたい。

小倉南区と八幡西区に 地区図書館を！

議員 本市の図書館数は、政
令市の中でも多いが、

その実態を見ると、地区図書館は
旧5市時代のものを活用しており、
小倉南区と八幡西区では未整備で
ある。両区にも地区図書館を設
置すべきではないか。

教育長 中央図書館や5か所の
地区図書館のほか、13

1か所のひまわり文庫や、近隣市
町との広域連携などにより図書館

サービスを提供しており、市民の
ニーズに概ね対応できていると考
えている。

しかし、小倉南区と八幡西区に、
地区図書館を設置してほしいとの
要望も承知している。特に、八幡
西区の黒崎再生10カ年計画でのア
ンケート調査では、図書館設置の
要望が第2位と高い。

そこで、図書館協議会において、
今後の図書館のあり方や配置など
について検討を開始した。この中
で、来年度中を目途に一定の方向
性を出してもらいたい。

市制45周年記念事業 の取組は？

議員 本市は、来年で市制45
周年を迎える。市長就
任後初めての周年記念事業となる
が、どのように取り組むのか。

市長 市制45周年記念事業は、
「元気発信！北九州」

をメインテーマとし、全市を挙げ
て、人やまちが元気になるような
様々なイベントを行う。併せて、
本市の魅力を全国に発信して、イ
メージアップを図りたいと考えて
いる。

現時点で検討している事業には、
「(仮称)100万人ウォーク」や、
「健康づくり推進キャンペーン」、
「サイクルツアー北九州」などが
ある。今後、予算編成の中で具
体的に考えていきたい。

また、自治会や地域活動団体、
商工会議所などの自主的な事業に
も広く、「市制45周年記念」の冠
を掲げてもらい、多くの市民が参
画して盛り上げていくような一体
感のある取組を目指したい。

迷惑行為防止活動推進員の 活動と権限について

議員 迷惑行為を防止するた
めの条例として、モラ

ル条例の素案が示され、パブリッ
クコメントが実施されている。

この素案では、迷惑行為防止活
動推進員は、地域団体の構成員に
委嘱できるようにしているが、
地域によっては新たな負担となる
のではないかと。また、推進員の権
限をどのように考えているのか。

総務市長 迷惑行為を防止するた
めの指導や啓発を行う
推進員の活動は、これまでのまち
美化や犬のふん害防止活動、日頃
の地域活動の中で行ってもらうた
め、新たな負担をお願するもの
ではないと考えている。

また、推進員の権限については、
これまで自主的な活動に取り組ん
できた地域で、迷惑行為を注意し
た際に、「何の権限があつて注意
するのか」と反発された事例があ
った。

そこで、地域の要望もあり、公
の役割を明確にするため、推進員
の活動の根拠を、モラル条例で規
定することになっている。

可決した意見書・決議

市議会では、市政や市民の皆さんの生活に
関わりの深い事柄について改善等を求めるため、
意見書や決議を国等へ提出することができます。

今定例会では、12件の意見書・決議が提出
され、うち9件を可決しました。
その件名をご紹介します。

- 取調べの可視化の実現を求める意見書
- 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書
- メディカルコントロール体制の充実を求める意見書
- 混合診療の全面解禁に関する意見書
- 食品偽装の根絶を求める意見書
- 高等学校教科書の検定に関する意見書
- 道路整備の財源確保に関する意見書
- 九州厚生年金会館の機能存続を求める決議
- はり・きゅうの施術補助の継続を求める決議

請願・陳情の審議結果

- 請願「認可外保育施設における安全確保と指導監督の強化について」のうち第1項から第3項まで 《採択》
- 陳情「若松コスモス保育所の給食調理業務の民間委託撤回について」 《不採択》

このほか、請願28件、陳情84件が継続
審査になりました。